

## 「第1回小樽ショートフィルムセッション2009」受賞作品DVDの貸出し等要領

### (目的)

第1条 この要領は、小樽フィルムコミッション（以下「FC」という。）が保有する「第1回小樽ショートフィルムセッション2009」において受賞した作品のDVD（以下単に「DVD」という。）を観光関係施設等において上映すること等により、市内外の多くの人を対象とした小樽市の観光PRを実施するため、そのDVDの貸出し等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 貸出しの対象は、次の各号に掲げる目的によりDVDの使用を希望する者（以下「貸出し希望者」という。）とする。ただし、DVDの使用目的が営利目的及びそれに類する目的であるときは、貸出し対象から除外する。

- (1) 個人での鑑賞
- (2) 観光イベントでの上映
- (3) 市内の観光関係施設、宿泊施設等での上映
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光PR目的と認められる使用

2 前項の規定により貸出しの対象となる者で次の各号のすべてに該当するものには、DVDを付与することができる。

- (1) DVDの付与を希望していること。
- (2) 公的要素が強い観光関係施設又は宿泊施設であること。
- (3) 恒常的な上映を希望し、使用の目的が観光PRから逸脱していないこと。

### (貸出しの手続き)

第3条 貸出し希望者は、貸出し申請書兼借用書（様式第1号。以下「貸出し申請書」という。）に必要事項を記入し、FCへ提出するものとする。

2 FCは、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、貸出し申請書の写しを添えて、貸出し希望者に対してDVDを貸し出すものとする。

3 DVDの貸出しを受ける者は、貸出し期間が満了する日までに、貸出し申請書の写しを添えてDVDを返却するものとする。

### (付与の手続)

第4条 DVDの付与を希望する者（以下「付与希望者」という。）は、使用申請書兼誓約書（様式第2条号。以下「使用申請書」という。）に必要事項を記入し、FCへ提出するものとする。

2 FCは、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、使用申請書の写しとともに、付与希望者に対してDVDを付与するものとする。

### (貸出し期間)

第5条 貸出し期間は、1か月とする。ただし、貸出し希望期間が1か月未満のときは、当該貸出し希望期間を貸出し期間とする。

(数量)

第6条 DVDの貸出し又は付与に係る数量は、1回の申請につき1本とする。ただし、FCの会長（以下単に「会長」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(料金)

第7条 DVDの貸出し又は付与に係る料金は、無料とする。ただし、DVDの貸出し及びFCへの返却に要する送料については、DVDの貸出しを受ける者又は付与を受ける者（以下これらの者を「使用者」という。）が負担するものとする。

(遵守事項等)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 第三者への譲渡又は転貸をしないこと。
- (2) 使用目的以外の用途に供しないこと。
- (3) DVDの複製、二次使用及び合成、変形、色変換等の画像処理を行わないこと。
- (4) 会長が指示する事項に従うこと。

2 使用者が前項各号のいずれかに違反したときは、その貸出し期間にかかわらず、FCは、貸し出したDVDの返還を請求できるものとする。

(損害発生時の対応)

第9条 使用者は、貸し出され、又は付与されたDVDの取扱いに万全を期し、紛失、破損又は汚損（以下「紛失等」という。）のないように十分な注意を払うものとし、万一、紛失等の事故が発生したときは、速やかにFCに報告し、その指示に従うものとする。

2 使用者がDVDの使用により損害等を発生させた場合は、FCは一切責任を負わないものとし、FC又は第三者に損害を与えたときは、使用者が責任を持って処理するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月9日から適用する。